

相続放棄者の相続財産管理義務と消滅時効

松 本 克 美*

目 次

- 一 問題の所在
- 二 消滅時効の起算点
 - 1 商事消滅時効の起算点
 - 2 「権利を行使することができる時」と立法者意思
 - 3 法律上の障害論
 - 4 法律上の障害論の修正・現実的期待可能時説
 - 5 想定事例における「権利を行使することができる時」
- 三 消滅時効の援用制限
 - 1 判例における時効の援用制限
 - 2 想定事例の場合
 - 3 民法160条との関係
- 四 おわりに

一 問題の所在

次のような事例を想定する¹⁾（以下、単に想定事例と略す）。

多数の不動産を所有する資産家であるAは息子Bが代表取締役を務める

* まつもと・かつみ 立命館大学大学院法務研究科教授

1) 筆者は、物上保証人の地位を相続した相続人から被担保債権の債務者である会社への求償事件で、当該会社の代表取締役で相続放棄をした被相続人の相続財産管理義務と当該会社の消滅時効の援用の是非が争点となった事案の原告側意見書を近時執筆した。そこで争点となった問題は、担保法をご専門とされる生熊長幸教授、家族法をご専門とされる二宮周平教授の退職記念号にふさわしいテーマではないかと思慮して本稿を執筆した次第である。冒頭の想定事例は、この事案をごく単純化し修正したものである。

Y会社がC金融機関から3000万円の融資を受ける際にBから頼まれて、YがCに対して負う貸金債務(以下、本件債務と略す)を被担保債権とする抵当権をA所有の不動産の一つ(以下、本件不動産と略す)に設定し、その旨の登記が経由された。Aが死亡した後、YがCに対する貸金債務の弁済を怠ったため、Cは本件不動産に対する抵当権を実行した結果、Yの債務は消滅した(Aの死亡から半年後)。Aには、Bの他に配偶者や複数の子がいたが、Aには資産とともに債務もあったので、次から次へと相続放棄がなされ、A死亡から一年後に、Aの姪であるXが唯一の法定相続人として、Aの相続財産を承継することになった。

Xが相続人となった時点では、本件不動産は、上述のように、Cのための抵当権が実行され売却された結果、すでに相続財産ではなくなっていた。その後、Xは自身一人では、Aが残した多数の相続財産の処分・管理を行うことが困難なため、これを弁護士(以下、本件弁護士と略す)に依頼した後、Aの所有していた本件不動産が上述のような経緯でYが負う債務の不履行のため抵当権の実行により処分されたことを知ることになった(Xが相続人となってから6年後)。そこで、Xは主債務者であるYに物上保証人の求償権(民法372条、351条。以下、本件求償権と略す)を行使したところ、Yは本件債務はY会社の経営資金のための融資金であるから商事債務であり、起算点である権利行使可能時とは本件求償権が成立した時、すなわち、上記抵当権実行によりYの債務が消滅した時であり、それから5年が過ぎているので、商事消滅時効(商法522条)が完成しているとして、XのYに対する求償権の消滅を主張した。

このようなYの主張は果たして妥当なのであろうか。

以下、本件求償権の消滅時効の起算点(二)、Yの消滅時効の援用の制限の可否(三)という観点から論じることにする。

なお商人でない個人が商事債務である(主)債務を担保するために保証人となったり、物上保証人となった時に(主)債務者に対して取得する求償権にも商事時効の規定が適用され、5年の短期消滅時効となるのかとい

う論点²⁾もあるが、ここでは、紙幅の都合から、上記二つの論点に限定して論じた。

二 消滅時効の起算点

1 商事消滅時効の起算点

商法は「商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しない時は、時効によって消滅する。」と規定する（商法522条本文）。いつから「5年間行使しない」と時効が完成するのか、すなわち商事消滅時効の起算点についてはこの条文で明記されていないため、起算点については民法166条1項が適用され（商法1条2項）、「権利を行使することができる時」が起算点となる。

2 「権利を行使することができる時」と立法者意思³⁾

周知のように、明治29年に制定され同31年に公布された民法典（いわゆる明治民法典）は、平成16年の民法典財産編の一部改正により、明治期に制定されて以来維持されてきたカタカナ混じりの文語体の文言が口語化された。消滅時効起算点の原則である「権利を行使することができる時」とは、明治民法典制定時の166条1項が「消滅時効ハ権利ヲ行使スルコトヲ

2) ちなみに判例はこの問題につき商事時効説をとっている（最判昭和42・10・6民集21・8・2051）。当該事案は保証人が信用保証協会の事例である。信用保証協会は商人ではないものの保証を業務として行っている専門機関である。保証人や物上保証人が全くの個人である場合もそれと同様に考えて良いのかについては考慮の余地がある。星野英一は、上記最判昭和42年につき、「求償権者である保証人が信用保証協会であるという特殊性につき、慎重な考慮を要する」ことを指摘するとともに、民事の10年の時効期間とは別に短期の消滅時効を定めた商事時効の規定の合理性を疑い、「商法522条に災いのもとがあり、立法論的にはその削除が望ましい」とする（星野英一・判批・判批・法協85巻10号（1968年）1416-17頁）。なお現在国会に提出されている民法の一部改正案における商事時効規定削除案については後述の本稿四を参照されたい。

3) この点の詳細については、松本克美『時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな胎動』（日本評論社、2002年）105頁以下参照。

得ル時」と規定していたのを口語に直したものである。

明治民法典は、穂積陳重、梅謙次郎、富井正章の3人の民法学者により起草され、30数名の委員により、法典調査会が設置され、そこで起草者から起草趣旨、条文の文言の説明を受けたあと、一条一条につき、法典調査会委員の審議がなされ、意見が異なる場合は多数決を経て、条文案が確定されていった。

現行民法166条1項の起草趣旨は、法典調査会において梅謙次郎により次のように説明されている。

「元来此時効ト云フモノハ権利ヲ行使スルコトヲ得ル者即チ其行使スヘキ権利ヲ有シテ居ル者カ夫レヲ行使シナイ或ル期限ノ内行使シナイテ居ルト夫レテ怠リカアルト云フコトカーツノ理由トナルテ来ル然ルニ未タ行使スルコトノ出来ヌ権利ノ時効カ進行シヤウト云フコトハ一体ナイ筈テアリマス時効ノ性質上当然権利ヲ行使スルコトカ出来ルヤウニナツテカラ始メテ進行カ起算セラル、テアルト云フ方カ正シイデアラウ⁴⁾」(傍点引用者一以下断りのない限り同様)。

要するに未だ行使できない権利の消滅時効が進行することの不合理を指摘しているのである。

時効の存在理由は、① 権利の上に眠る者は保護しない、② 時の経過による立証・採証・防御の困難、③ 法的安定性などと説明される。しかし、なかでも消滅時効の最も本質的な存在理由は、この3つのうちの、権利が行使できるのに行使しなかったことの非難性にあると言えよう。なぜなら、②の立証・採証・防御上の困難や③の法的安定性を重視するならば、権利行使可能性とは無関係に一定の時の経過によって権利を消滅させる方が目的にかなっているからである。しかし、民法典はそうではなく、あくまでも権利が行使できる時からしか時効は進行しないことを宣言しているのである⁵⁾。

4) 『日本近代立法資料叢書1・法典調査会民法議事速記録1』(商事法務研究会、1983年)531頁。

5) 時効の存在理由における権利行使可能性の要素の位置付けについての私見の詳細は、➤

3 法律上の障害論

民法166条1項の「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」の意義については、次のような法律上の障害論が判例・通説とされてきた。

その典型的な説明を我妻説に見ることができる。

「債権の消滅時効は、債権を行使することについて法律上の障害がなくなくなったときから進行を開始する。いいかえれば、消滅時効の要件たる債権の不行使は、法律上の障害がないにもかかわらず債権を行使しないことである。」従って、「債権者の病気その他個人的な事実上の障害はもとより消滅時効の進行を止めない。……また、権利者が権利を行使しうる時期となったことを知らなくとも、時効は進行する⁶⁾」（傍点原著者）。

判例も実質上、同旨の解釈をしているものとされた。例えば、非債弁済についての不当利得返還請求権の消滅時効起算点について、大審院昭和12・9・17民集16・1453は、次のように言う。

「民法第百六十六条ニ所謂権利ヲ行使スルコトヲ得ル時トハ法律上之ヲ行使シ得ヘキ時ヲ意味シ事実上之ヲ行使スルヤ否ヤハ何等關係ナキモノト解スヘキ」。

4 法律上の障害論の修正・現実的期待可能時説

しかし、たまたまその個人の都合で権利行使ができなかっただけでなく、権利行使の現実的期待可能性がない場合に、法律上の障害がないという理由で時効を進行させて良いのかが問われる事案が出てくると、最高裁は従来の法律上の障害論を変更し、権利行使の現実的期待可能時を時効起算点と解するようになった。

↘松本・前掲注（3）183頁以下に譲る。

6) 我妻栄『新訂民法総則』（岩波書店、1965年）484頁。

(1) 弁済供託金返還請求事件・最大判昭和45・7・15民集24・7・771⁷⁾

(以下、最大判昭和45年と略す)

この判決は、次のように述べて、従来の判例を変更した。

「弁済供託における供託物の払渡請求、すなわち供託物の還付または取戻の請求について『権利ヲ行使スルコトヲ得ル』とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解するのが相当である。けだし、本来、弁済供託においては供託の基礎となった事実をめぐって供託者と被供託者との間に争いがあることが多く、このような場合、その争いの続いている間に右当事者のいずれかが供託物の払渡を受けるのは、相手方の主張を認めて自己の主張を撤回したものと解せられるおそれがあるので、争いの解決をみるまでは、供託物払渡請求権の行使を当事者に期待することは事実上不可能にちかく、右請求権の消滅時効が供託の時から進行すると解することは、法が当事者の利益保護のために認めた弁済供託の制度の趣旨に反する結果となるからである。したがって、弁済供託における供託物の取戻請求権の消滅時効の起算点は、供託の基礎となった債務について紛争の解決などによってその不存在が確定するなど、供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時と解するのが相当である。」

この判決については、起算点論一般について述べたものではなく、弁済供託の特殊性に着目して起算点論を具体化した事例判決に過ぎないのではないかと解す論者もいる。例えば、この判決直後に出た判例解説で遠藤浩は、当該事案の解決として同判決の解釈は「是認されてよい」としつつも、その「考え方をどこまで一般化できるかは問題であろう」とした⁸⁾。他方で、膨大な判例を分析して精緻な時効論を展開した星野英一は次のような画期的な解釈論を提起している⁹⁾。星野は言う。「『権利ヲ行使スルコ

7) この判決の詳細な検討は、松本・前掲注(3)74頁以下参照。

8) 遠藤浩・ジュリスト臨時増刊・昭和45年度重要判例解説(1971年)44頁。

9) 星野英一「時効に関する覚書——その存在理由を中心として——」法協86巻6,8号,♣

トヲ得ル時』から進行するというのは、本来は、主として条件・期限に関するもので、権利を行使することのできない時から進行するものでない、という消極的な意味のものであった。従って、厳密に、法律上権利を行使することができる時から進行すると解しなければならない必然性はない。」「債権者の職業・地位・教育などから、『権利を行使することを期待ないし要求することができる時期』と解すべきである」

私見はこの大法廷判決は単に弁済供託事件にのみ当てはまる事例判決と見るべきでないと考える。この判決は判例変更のために大法廷を開いているのであり、債権の原則的消滅時効起算点についての従来の「法律上の障害」論を修正し、権利を行使することができる時とは、「権利の性質上、権利行使が現実期待できる時」と解すべきことに転換したのである。

実際に、最高裁は、次に紹介する2つの判決で最大判昭和45年を引用して法律上の障害論を否定している。

(2) 自動車損害賠償保険事件・最判平成8・3・5民集50・3・383

自賠法72条の政府の保障事業に対する請求権の時効起算点が問題となった事案である。最高裁は「そもそも、ある者が交通事故の加害者自動車の保有者であるか否かをめぐって、右の者と当該交通事故の被害者との間で自賠法3条による損害賠償請求権の存否が争われている場合においては、自賠法3条による損害賠償請求権が存在しないことが確定した時から被害者の有する本件規定による請求権の消滅時効が進行するというべきである。」とする。そしてそう解す理由として、最大判昭和45年を引用し、「けだし、民法166条1項にいう『権利ヲ行使スルコトヲ得ル時』とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実期待のできるものであることをも必要

、89巻1号、90巻6号（1969～74年。後に同『民法論集』第4巻所収（有斐閣、1978年）。引用は後者による）310頁。

と解するのが相当である」としている。¹⁰⁾

(3) 生命保険金請求事件・最判平成15・12・11民集57・11・2196¹¹⁾

本件は、生命保険契約の被保険者となっていたAが、自動車を運転して出かけたまま行方不明になり5年8か月を経た後に、遺体で発見され、保険金受取人である被保険者の妻Xが保険会社Yに死亡保険金等を請求した事案である。Yは、本件生命保険約款では被保険者が死亡した日の翌日から起算して3年で保険金請求権は消滅時効にかかる旨の規定があり、本件では既に保険金請求権は消滅したとして保険金の支払を拒絶した。これに対して最高裁は次のように判示して消滅時効の完成を否定した。「本件消滅時効にも適用される民法166条1項が、消滅時効の起算点を『権利ヲ行使スルコトヲ得ル時』と定めており、単にその権利の行使について法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待することができるようになった時から消滅時効が進行するというのが同項の規定の趣旨であることにかんがみると、本件約款が本件消滅時効の起算について上記のように定めているのは、本件各保険契約に基づく保険金請求権は、支払事由(被保険者の死亡)が発生すれば、通常、その時からの権利行使が期待できると解されることによるものであって、当時の客観的状況等に照らし、その時からの権利行使が現実に期待できないような特段の事情の存する場合についてまでも、上記支払事由発生の時をもって本件消滅時効の起算点とする趣旨ではないと解するのが相当である」。

ちなみに、この事件では、相続人は被相続人の遺体が発見され、相続開始を知った時から6か月以上を経て提訴しているので、時効起算点を上記

10) 松久三四彦は前掲最大判を引用した本判決を、前者とともに「権利行使現実期待時説」と名付けている(松久三四彦『時効制度の構造と解釈』(有斐閣, 2011年)376頁)。

11) この判決の詳細な検討については、松本克美『続・時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな展開』(日本評論社, 2012年)249頁以下参照。

のように解さなければ時効が完成している事案であった。

5 想定事例における「権利を行使することができる時」

以上のように、民法166条1項の「権利を行使することができる時」とは、最大判昭和45年が判示するように、「単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解するのが相当である」。

想定事例において、Yは、物上保証人の求償権の消滅時効起算点は求償権の取得時であり、それから5年以上を経た請求であるから、原告の求償権は時効により消滅したと主張している。

しかし本件被相続人であり本件物上保証人であったAが亡くなった時点では、被相続人には法定相続人である妻や複数の子がいたのであるから、姪に過ぎないXが相続人になることはあり得なかった。姪であるXが相続人となったのは、Aの息子であるBを含む法定相続人らの全員が相続放棄をした結果である。

しかし、本件不動産の競売は、Xは相続人となり得ない状況であった時点で既に終了し、第三者に所有権登記が移転されていたのである。従って、本件抵当権の実行の結果、Cに配当がなされYのCに対する債務が消滅した時点では、相続人になり得なかったXにとっては本件不動産がYの債務不履行を理由に競売がなされ、その配当によりYに対する求償権が生じていたことを知ることは期待できず、その時点では、客観的にみて権利行使の現実的期待可能性がなかったものと解すしかない。Xが相続人の一人となった時には、すでに本件物件は被相続人の相続財産から逸出し、他人名義のものとなっていたのである。

結局、Xに本件求償権の権利行使の現実的期待可能性が生じたのは、Xが弁護士に相続財産の調査を依頼した結果、本件不動産競売が被告Y会社の債務不履行を原因になされ、Yの債務が消滅して、XにYに対する未償権が発生した事実を知った時点と解すべきである。従って、本件求償権

に商事時効が適用されるとしても、消滅時効ははまだ完成していない。

三 消滅時効の援用制限

私見は、想定事例においては上述のように原告の求償権について消滅時効は完成していないと考えるが、そもそも本件は時効の援用が許されるような事案であろうか。

1 判例における時効の援用制限

消滅時効期間が経過していても、被告による時効の援用が信義に反し、権利の濫用として許されない場合には、時効の援用は認められないことは確立した判例である¹²⁾。通説もそのような援用制限論を支持している¹³⁾。

それではどのような場合に時効の援用が信義則違反、権利の濫用とされるのか。判例を分析すると、時効援用の制限を帰結させるものとして、次のような要素を析出できる¹⁴⁾。

① 時効援用者の禁反言的な行為態様

典型的な例が、いわゆる時効完成後の債務の承認の場合である。判例は、一度、時効完成後に債務を承認した場合は、時効の完成を知っていたか否かにかかわらず、その後、時効の援用をすることは信義則に反し許されないとした(最大判昭和41・4・20民集20・4・702)。これは、債務を承認しておきながら、あとで時効を援用して債務の履行を拒絶するという行為態様が、禁反言的行為態様であり、典型的な信義則違反の1類型と捉えら

12) 時効の援用制限についての判例分析については、松本・前掲注(3)144頁以下参照。

13) 佐久間毅は「時効の援用の信義則による制限は、立証困難という事情がなく、時効援用権者の利益保護の要請が希薄であり、かつ、第三者の法的利益を害する事情がない場合には、時効によって権利を失うことになる者の財産権保護の見地から、積極的に活用されてよいと思われる」とする(佐久間毅『民法の基礎1・総則・第3版』(有斐閣、2008年)430頁)。

14) 詳細は、松本・前掲注(3)144頁以下参照。

れるからである。

交通事故の加害者が被害者からの賠償請求に対して症状が固定してから交渉しようと言っていないながら、後で時効を援用するのは信義則に照らし許されないとした裁判例（大阪高判昭和58・2・24判タ495・121）もこのような禁反言的要素のある事例と言えよう。

② 権利行使阻害的な行為態様

権利者の権利行使を阻害しておいて、後で時効を援用する場合も信義則違反、権利濫用と判断される。

ア 積極的な阻害

義務者が権利者の権利行使を積極的に妨害している場合である。

最高裁は、在ブラジル被爆者健康管理手当等請求訴訟上告審判決（最判平成19・2・6民集61巻1号122頁）で、違法な通達により、「受給権者の権利行使を困難にしていた国から事務の委任を受け、又は事務を受託し、自らも上記通達に従い違法な事務処理をしていた普通地方公共団体ないしその機関自身が、受給権者によるその権利の不行使を理由として支払義務を免れようとするに等しいもの」であったとして、当該地方公共団体の時効の援用を信義則に反し許されないとした。

また加害者の虚偽の証言により権利者が刑務所に収容されて権利行使できない状態にさせた場合（東京地判昭和57・12・6判タ464・108）も時効の援用は信義則違反と判断される。

イ 消極的な阻害

直接に権利者の権利行使を妨害しているわけではないが、権利者が権利行使をしない状態を義務者が作出ないし利用しておきながら、後で時効を援用する場合である。最高裁は、農地法3条の許可申請協力権の消滅時効が援用された事案で、家督相続をした長男が、家庭裁判所における調停により、母に対しその老後の生活保障と妹らの扶養及び婚姻費用等に充てる目的で農地を贈与して引渡を終わり、母が、20数年これを耕作し、妹らの扶養及び婚姻等の諸費用を負担したなど判示の事実関係のもとにおいて、

母から農地法3条の許可申請に協力を求められた右長男がその許可申請協力請求権につき消滅時効を援用することは、権利の濫用にあたるとした(最判昭和51・5・25民集30・4・594)。これは、義務者の行為態様によって権利者が早期に権利行使をする必要性がないような状況が作出されたものと言えよう。また、労災事件における使用者が、被災労働者(権利者)の復職を予定させるような漠然とした状態に放置しておきながら、あとで時効を援用するのは権利の濫用にあたるとした裁判例(札幌地判昭和52・10・18判時882・78)も、権利者があえて権利行使をすることを控える状態を義務者が作出しておいて、後で時効を援用することの問題性を指摘したものである。

2 想定事例の場合

想定事例の場合、Xの求償権との関係で主たる債務者であり、求償権行使の相手方となっているY会社の代表取締役は、本件相続人のBである。被相続人の死亡から半年後に物上保証人であった被相続人の有する本件不動産に対する競売がなされ、その配当金により主債務の消滅の利益を得ておきながら、自らを含む法定相続人全員の相続放棄によりたまたま相続人となったXには、この事実を何も告げず、原告が求償権成立の認識を持つ機会をもつことのないまま年月が経過するの任せておいたのである。

民法940条1項は次のように定めている。「相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同じの注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。」そして、同条2項は、相続放棄者に委任に関する645条が準用されることを規定している。民法645条は「委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。」

ここで準用される「委任が終了した後」とは、相続放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるようになった時を意味

する。本件でいえば、Bを含む被相続人の配偶者及び子の全員が相続放棄をすることによって、姪であるXが被相続人の兄弟姉妹としての法定相続人の地位を代襲相続することになった時点で、相続放棄者における相続財産管理の「委任が終了した」ことになる。これ以後は、相続放棄者は遅滞なく相続管理の経過及び結果を相続人となった者に報告する義務を負っている。

従って相続放棄をしたBは、Xに対して、Xが相続人となる前に、自ら経営する会社が負った債務について、物上保証人であった被相続人の所有する不動産が競売されて債務の消滅を得たこと、従って、XはBが経営するY社に対する求償権が成立していることを報告する義務があったのである。にもかかわらずBはこのような報告を怠ったのである。これは、もしこの事実をXに告知したならば、YはXから求償権を行使される関係にあるため、自ら経営するY会社がXから求償権の行使を受けることを避けるために報告をしなかったと推認されてもやむを得ない状況にあったのである。

このことは、前述の時効援用制限要素でいうところの、義務者による権利者の権利行使の妨害的要素のある場合と評価できる¹⁵⁾。相続管理者としての相続放棄者の後に相続人となった者への事後の報告義務を怠ったのであるから、積極的に権利行使を妨害したとも言える。少なくとも原告が求償権の成立に気付かない状況を利用したと評価できよう。

YはXが相続人となった時点で調べようと思えば本件物上保証にかかわる求償権の成立を知ることができたと主張するかもしれない。しかし、上述したように相続放棄者はその相続放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで自己の財産におけるのと同一の注意

15) 確かに形式的には時効を援用しているのはY会社であって、Bとは別の法人格を持つ。しかしBはY会社の代表取締役であり、BによってYのための訴訟行為がなされているのである（民訴法37条）。従って、Yの消滅時効の援用が信義則に反するかどうかの判断要素にその代表取締役であるBの行為態様を含めることは、むしろ合理的といえよう。

をもってその財産を管理する義務を負い、相続人が現れたときは、遅滞なくその経過及び結果を報告する義務を負っているのである。

Xが相続人となった時点では、本件不動産は既にY会社の債務不履行により競売され他人名義になっていたのであり、XはYに対する求償権の成立に容易く気がつく状況ではなかったのである。しかも、Y会社の代表取締役Bは、Xが相続人となったことと無縁ではなく、自らを含めて法定相続人が相続放棄したことによってXが相続人となったのであるから、相続人に不利益となるような状態、すなわち、求償権が時効消滅にかかってしまうような事態にならないように配慮すべきであり、そもそも求償権がXに成立している事実を報告する義務を負っていたのに、これを怠っているのである。

以上のように、Xに権利不行使の怠慢という非難はあたらない。むしろ、債務者であったY会社の代表取締役であるBが、Xに損失が生じないように配慮すべきであったのである。ところが、Y会社代表取締役のBは、Xが求償権の成立に気付かないことをよいことに、Xに求償権の権利行使をする機会を失わせ自らの求償義務を免れるために時効を援用しているのである。このような事情のもとでのY会社の消滅時効の援用は、著しく信義に反し到底許されるべきではない。

3 民法160条との関係

(1) 民法160条と時効援用制限

想定事例においては、相続人が確定してから、既に6年が経過している。ところで民法160条は、「相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から6か月を経過するまでの間は、時効は完成しない。」と規定する。相続人の確定した時から6か月を経過するまでの間は時効の完成は猶予されるが、6か月が経過したら時効の完成は猶予されず、時効は完成したものとして扱われるのである。この規定は時効の援用制限との関係ではどう解すべきであろう

か。

結論から言えば、相続人が確定してから6か月を過ぎた場合には時効の完成の猶予はなく、時効は完成したものとして扱われるが、そうであるが故に、むしろ、時効の援用制限の固有の意義がここに認められることだろう。時効の援用が信義則違反ないし権利の濫用であるとして、時効の援用を制限するのは、時効の完成を引き延ばすことではなく、仮に時効が完成していたとしても、被告の時効の援用は信義則に反し許されないとする点に時効の援用制限論の固有の意義があるからである。

(2) 724条後段の20年期間の効果制限との違い

この点で、注意すべきは、民法724条後段の20年期間についての効果制限の場合との違いである。

足立区女性教員殺害事件上告審で最高裁は次のように判示した（最判平成21・4・28民集63・4・853¹⁶⁾）。

「被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から20年が経過した場合において、その後相続人が確定した時から6か月内に相続人が上記殺害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法160条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当である。」

この判示部分をもって、債権の消滅時効の場合にも、相続人の確定から6か月以内に権利行使をするなどの特段の事情がなければ、時効完成の効果を制限することはできず、従って、信義則による時効の援用制限はあり得ないことになるなどと曲解してはならない。

第一に、判例は724条後段の20年期間を除斥期間と解し、時効のように

16) 本判決の詳細な検討は、松本・前掲注(11)165頁以下に譲る。

援用は不要で、時の経過により権利は当然に消滅するので、信義則違反や権利濫用による制限もあり得ないとしている(最判平成元・12・21民集43・12・2209)。従って、上記の判示も、20年期間が経過した上で、信義則違反や権利濫用があるかどうかという判断を前提としていない。

第二に、それと関係して、判例によれば20年期間経過後に除斥期間による権利消滅を妨げるのは、20年期間の援用の信義則や権利濫用による制限ではなくして、「効果の制限」があるのみである。上記の判示は、相続人の確定から6か月以内であれば、民法160条の法意に照らして除斥期間たる20年期間の「効果の制限」があることを述べただけなのである。債権の消滅時効の援用制限にはその射程は全く及ばないと解すべきである。

繰り返すが、時効の援用制限は仮に時効が完成したとしても、その援用が信義則違反ないし権利濫用で許されないという法的評価を下す問題なのである。仮に民法160条の時効停止期間をこえて時効が完成した事案であっても、時効の援用制限をさらに判断することに何ら障害はないのである。

四 おわりに

2015年3月31日に内閣から国会に提出されている債権法を中心とした民法改正案では、商事時効の規定を削除して、普通の民事時効期間は、権利を行使できる時から10年、権利を行使できることを知った時から5年の二重期間とすることが提案されている¹⁷⁾。

17) 本文で述べたように今回の改正案は権利行使可能性を知った時という主観的認識時を起算点とすることにより一般消滅時効期間を現在の10年から5年に短縮することを提案している。しかし、このことは、これまで判例・学説で展開してきた生命・身体・健康等の侵害事案に関する安全配慮義務違反の債務不履行責任構成のメリット(不法行為責任構成では、損害及び加害者を知った時から3年——民法724条前段——であるのに対して、債務不履行責任構成では権利行使可能時から10年——民法167条1項)を実質的に奪う結果になり、そのことに合理性があるのか筆者は大いに疑問を感じている。この点の詳細は、

冒頭の想定事例に改正法が適用される場合には、現行法の商事時効が適用されるのと異なり、時効期間は10年だから、客観的起算点からの時効の完成はない。争点は、5年時効の主観的起算点である「権利を行使することができることを知った時」の解釈に絞られることになる。相続放棄をした者から、物上保証の目的物に抵当権が実行され、債務者への求償権が成立していることを知らされずに、その後、相続人となった想定事例のような場合であれば、「権利を行使することができることを知った時」とは、Xが本件弁護士の調査により、Y会社に対する求償権が成立しているのを知った時と解すことになろう。

↘松本克美「時効法改革と民法典の現代化」広渡清吾先生古稀記念論文集『民主主義法学と研究者の使命』（日本評論社、2015年）357頁以下、同「時効法改革案の解釈論——的課題権利行使の現実的期待可能性の配慮の観点から」立命館法学357・358号（2016年）2143頁以下を参照されたい。